

ID: 65

担当部署: 子ども家庭課

処分の概要	利用者負担額の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	柴田町子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例 第3条		
例 規 番 号	平成27年条例第17号		
<p>【基準】</p> <p>第3条の規定による。 (利用者負担額の減免)</p> <p>第3条 町長は、特別の事情があると認めるときは、利用者負担額を減額し、又は免除することができる。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	令和3年12月28日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日